

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

令和3年12月24日観光立国推進閣僚会議決定
令和4年12月23日一部変更
令和5年12月22日一部変更
令和6年12月27日一部変更

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

記

1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

(1) 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、以下の3つの分野に国際観光旅客税の税収（以下「旅客税財源」という。）を充当する。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

(2) 旅客税財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取組であること
- ③ 地方創生を始めとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3) 使途の適正性の確保

旅客税財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。

(4) 第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

2. 令和7年度において旅客税財源を充当する具体的な施策・事業

令和7年度予算においては、総額490億円の歳入について、上記1.の基本方針に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

	金額	執行官庁
① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	79 億円	法務省
	24 億円	財務省
	42 億円	観光庁
② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	82 億円	観光庁
③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	84 億円	文化庁
	59 億円	環境省
	71 億円	観光庁
	49 億円	宮内庁

3. 国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方

旅客税財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記 1.（2）の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、旅客税財源を充当する具体的な施策・事業について、予算書においても旅客税財源を充当する予算を明確化し、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。ただし、三の丸尚蔵館及び皇居東御苑大手休憩所（仮称）の整備に係る経費については、皇室経済法（昭和22年法律第4号）を踏まえ、皇室費における宮廷費として整理する。

以上